

国有化問題の国際比較

儀 我 壮 一 郎

目 次

- I 国有化問題の重要性と国有企業・公企業改革の諸問題
- II 私企業の国有企業化に関連する諸問題
- III 国有企業の範囲と目的
- IV 国有化の対象と方法との関係
- V 公企業と「多国籍企業」と国有化の諸関係

I 国有化問題の重要性と国有企業・公企業改革の諸問題
第二次世界戦争以後の三十八年間に、国有化問題は、世界各国の政治経済においてますます重要となり、国有企業・国有セクターの経済的比重は、各国ごとの紆余曲折を経ながらも、地球の規模で大局的に見れば、明らかに増大の一途をたどっている。

国有化問題の国際比較

る。日本では、敗戦直後、公企業の比重が大きく低下したのであり、また、現在、第二次臨調型の「行政改革」路線において、国鉄・電電公社の例に見られるように、「赤字」「黒字」を問わず、公企業の民営化が、焦眉の問題点とされている。このような国は、むしろ例外的である。日本における問題の所在と解決の展望を明らかにするためにも、本稿においては、国有化問題の国際比較をめぐって、若干の検討を試みたい。

第二次世界戦争後、第一に、イギリス、フランス、オーストリアなど多くのいわゆる資本主義的先進国において「私企業の国有化」と公企業の新設・拡充が見られたのであり、第二に、東南欧からアジアの中国、朝鮮、ベトナム、さらにはキューバにいたる各社会主義国においては、私企業の社会主義的国有化

と社会主義国有企業の新増設（ソ連邦におけるソフホーズ数の増加と農業生産における比重の増大なども含む）が広く見られる。第三に、いわゆる発展途上国においても国有部門の拡大、公企業の重要性の増大が顕著である。これが、世界史の大勢である。第1図を熟視していただきたい。原図ではアルファベット順であったが、私が地域別に区分し直し、さらに、「ソ連邦など」の社会主義国の欄と、ユーゴスラビア（独自の社会有を△で表示した）の欄をつけ加えたものである。公的所有、公企業は、二一世紀には、さらに重要な地位を占め、より大きな役割を果たすであろう。

しかし、国有化ないし国有は「万能薬」ではない。広義の国有企業には、資本主義公企業と社会主義公企業という範疇を異にする国有企業が含まれるが、一九八〇年代の現在の特徴的な動向は、資本主義諸国においても、社会主義諸国においても、国有企業の改革ないし再編成が、きわめて重要な政治的・経済的課題とされ、新しい局面を迎えていることである。しかし、その内容は、各国ごとに異なっている。日本については周知のとおりであり、サッチャー保守党政権下のイギリスにおける「黒字」国有企業の私企業化ないし公私混合企業化政策と共通の側面（電電公社の場合など）と、「赤字」国有企業の私企業化・民営化という独自の側面（国鉄の場合など）が注目される。

第1図 各国産業部門別の公的所有の割合

国名	郵便	電信電話	電力	ガス	石油	石炭	鉄道	航空	自動車産業	鉄鋼	造船
イギリス	●	●	●	●	○	●	●	●	○	●	●
フランス	●	●	●	●	n.a.	●	●	●	○	●	○
ドイツ	●	●	●	●	n.a.	●	●	●	○	●	○
イタリア	●	●	●	○	○	●	●	●	○	●	○
オーストラリア	●	●	●	○	n.a.	○	●	●	○	●	n.a.
スウェーデン	●	●	●	●	n.a.	n.a.	●	○	○	○	n.a.
デンマーク	●	●	●	○	n.a.	n.a.	●	○	○	○	○
ノルウェー	●	○	○	○	n.a.	○	●	○	○	○	○
日本	●	●	○	○	n.a.	○	○	○	○	○	○
韓国	●	●	●	○	n.a.	●	●	○	○	●	●
米ナシ	●	○	○	○	○	○	○*	○	○	○	○
ブラジル	●	●	●	●	●	●	●	○	○	●	○
オーストラリア	●	●	●	●	○	○	●	○	○	○	n.a.
ソ連邦など	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ユーゴスラビア	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

（注） 私的所有：○全部またはほとんど全部。公的所有：○25%、●50%、●75%、●全部またはほとんど。（*）コンレイル（Conrail）を含む。

（出所） The Economist, 1978年12月30日号, 39ページによる。

における「黒字」企業を含む重要な諸私企業（金融機関とパリバ、スエズの持株会社を含む）ないし公私混合企業の国有化路線とは、まったく対照的である。国有企業・公的所有の比重がきわめて高いイタリアでは、公企業の私企業化も、私企業の国有化も、ともに現在の主要問題ではないのであり、既存の公企業の「下からの改革」が最大の問題とされている。また、ソ連邦、東南欧諸国、中国などにおける経済改革が、社会主義国有企業の効率性上昇を大きな目的の一つとしていることも、広く知られているとおりである。国有企業ないし公企業の国際比較の立場と方法および「改革」・再編成の現状については、儀我編『公企業の国際比較』（青木書店、一九八二年五月）において、英、仏、伊、日、印、ソ連、中国の七国を対象に比較検討したので、ここではくり返さない。

国有化の主体、目的、範囲、方法、形態などについては、いわゆる資本主義的先進国、発展途上国、社会主義国のそれぞれについて、複数の国を比較検討することが有意義である。しかも、そのさいに、レーニン『帝國主義論ノート』の周知のような各国の国際的連関図を想起し、現在の一六〇国を超える各国の国際的地位と相互関係を明らかにした上で、国際比較を進めることが、有効かつ有意性をもつと考えられる。

一九世紀の最先進資本主義国イギリスは、「自由競争・自由

貿易」の旗印のもとに、広大な植民地帝國主義を形成した。つづくフランスは、高利貸帝國主義とよばれる国際的収奪網を形成した。両国とも、本国内における独占、金融資本の生成確立過程は、むしろ緩慢であり、独占的産業資本と独占的銀行資本との融合癒着関係も相対的に弱い面を残してきた。

これに対して、ドイツ、米国では、保護貿易政策のもとで早激な私的独占体の形成がいちじるしく、米国ではシャーマン法（一八九〇年）らしいのいわゆる独占禁止法³が、米国の独占体のより高次の独占形態への移行を促進してきた。しかし、ドイツ、米国とも、私企業の国有化ないし相対的に巨大ないし独占的な国有企業の設立によって、イギリスに追いつき追いつく路線をとる必要にせまられることはなかった。とくに米国が、現在にいたるまで「自由競争の私企業体制」を金科玉条として得た根拠は、この歴史的特徴に求められる。

さらに後進的であった日本は、強制された「自由貿易」を余儀なくされ、周知の条約改正運動が必要とされた。その日本は先進資本主義国に追いつき、対抗する必要からも、「官業と財閥の国」であり、官営模範工場、陸海軍工廠、官営八幡製鉄所（一九〇一年操業開始）、たばこ専売法施行（一九〇四年）、鉄道国有化（一九〇六―七年）など、国有企業の形成においては、国際的にみて「先進的」であった。もとより、短絡的・機械的

な類推は許されないし、W・W・ロストウ型の「発展段階論」の非科学性は明らかであるが、今日の発展途上国における国有企業の重要な地位を検討するさいに、明治以来敗戦までの日本が一つの参考とはなり得るであろう。日本の場合、朝鮮・中国などに対する侵略・「横への発展」において、たとえば満鉄などの公企業・公私混合企業が大きな役割を果たしたことも注目される。現在の日本私企業の「多国籍企業」化をめぐる諸矛盾の激化によって、イランの三井系石油化学プロジェクトなどの「ナショナル・プロジェクト」化が見られることとの比較検討も必要である。

II 私企業の国有企業化に関連する諸問題

本稿の主題は、私企業の国有化・国有企業化（ないし公私混合企業化―以下同じ）の問題である。

この問題と深く関連するものとして、第一に、土地国有化の問題が注目される。とくに、最初の社会主義国ソ連邦において一九一七年の一〇月革命直後に、土地国有化政策が、本格的に提起され実践に移されたこと、この政策について、レーニンとスターリンの間でも、意見の不一致があったこと、他の大多数の社会主義国では、土地国有化政策ではなく「土地を働らく農民へ」「耕者有其田」型の土地改革が主流であったこと、その

なかで、とくにモンゴル人民共和国とキューバにおける土地国有化政策の重要性が注目され、その位置づけと相互の比較が興味深い問題点の一つであること、資本主義的大規模農業企業が「解体」されることなしに「国有農業企業」に転化するさいには、土地国有化の問題を避けて通るわけにはゆかないこと、石油などの地下資源の国有化問題、二〇〇カイル経済水域をめぐる問題をも重視すべきこと、その他、土地・地下資源・領海さらには領空にいたるまで多くの重要な問題が存在する現状である。

さらに、かえりみれば、一八世紀末のイギリスの土地公有論者T・スペンス、オーグルヴィ、ペイン、一九世紀後半の土地社会主義者J・S・ミル、H・ジョージ、ウォレスなどのような、資本家的土地国有論者の輩出にもかかわらず、土地国有化が実現しなかった歴史的背景も、あわせて検討する必要がある。すなわち資本家階級は、第一に、土地国有化が、いっさいの生産手段の国有化にすむことを恐れたこと、第二に、資本家階級自体が土地所有者となったことなどによって、土地国有化は、実現しなかったのである。⁽⁵⁾

①土地国有化および徹底した民主的土地改革は、②農業協同化および大規模農業企業の国有化の不可欠の前提条件となる場合が多いが、右の①と②が、同時に実現する場合（たとえば、

土地の国有化と大規模農業企業の国有化もあり、逆に、②の農業協同化によって土地の私有・共同使用から共同所有に移行し、やがて土地国有に到達する場合もあり得るであらう。中国の「政社合一」の農村人民公社成立にいたる諸過程は、この面からも、示唆に富んでいる。

さらに、右の①と②の全過程と、農業以外の私企業の国有企業化過程が、相互に重要な促進要因となることは、社会主義諸国の多くの歴史的経験の示すとおりである。

私企業の国有企業化の関連領域として、第二に、協同組合の国有化、ないし集团的所有の国家的所有（全人民的所有）への移行の問題がある。手工業生産協同組合の国有企業化については、一九五〇年代後半の中国の実例、一九七〇年代初期のドイツ民主共和国の実例などが、広く知られている。ソ連邦におけるコルホーズのソフホーズへの改組も同様の变化である。

第三に、現在の日本流に言えば、「地方公営企業」の国有企業化の問題がある。第二次世界戦争直後のアトリー労働党政権下のイギリスの産業国有化のさいに見られたとおりである。イギリスは、もとより社会主義国ではないが、国有化の対象と範囲を概観するために有効と考えて、例示した次第である。ちなみに、社会主義中国において、日本では「地方公営企業」として運営されている都市の水道事業が「地方国营企業」とされて

きた実例も、国有化をめぐる中央集権と地方分権ないし住民自治との関係を明らかにするさいに、注目を要するところである。さらにさかのばれば、イタリア的「都市国家」から「近代の統一国家」への移行のさいの公的諸事業の変化の経緯、各藩の藩営事業の明治新政権下の国有事業への転化の経緯、周知の入会権の剝奪による国有林野の拡充過程などが、過去と現在のいわゆる発展途上国の状況との対比の面からも注目されるのである。

ドイツ民主共和国の成立（一九四九年一〇月）以前に、ザクセン州では一九四六年六月の住民投票の結果にもとづき、大企業の「人民所有経営」への転化が見られた。この場合は、「中央政府」が存在しない状況から、ドイツ民主共和国政府成立にいたる政治的变化の過程と、「人民所有経営」が、いわば「地方公営ないし公有企業」から「国有企業」的性格に移行する過程とが、どのように関連し合って進行したか、興味深い問題点を含んでいる。

III 国有企業の範囲と目的

ここでは、私企業の国有化による国有企業の成立と、国有企業の新設へ文字通りの新設と、既存の行政的諸事業の国有企業への改組による「新設」とを含むを統一的に把握することが

有効と考えて、「国有化の範囲と目的」ではなく「国有企業の範囲と目的」について検討する。

まず、現時点での主要諸国における国有企業の範囲は、前出の第1図によって概観することができる。第一の問題は、●印の部分で、①私企業（および協同組合、地方公営企業など）の国有化、②国有企業の新設のいずれによって成立したか、あるいは、①と②の両者によって成立したかについて、各国別・各部門別・各国有企業別に明らかにすることである。第二の問題は、そのそれぞれについて、それぞれの目的を明らかにすることである。たとえば、国弘員人氏によれば、公有公営事業の目的は、次の諸項目に区分して把握される。

- 一 経済政策上の目的をもつもの（①産業の育成ないし発達、②未開地の開発および振興、③民間の独占企業の弊害の除去、④経済統制、⑤戦災や恐慌のさいの産業の振興や維持、⑥貨幣金融政策上の目的）
- 二 社会政策上の目的をもつもの（国営・市町村営の社会保険や食糧配給公団、公益質屋など）
- 三 財政政策上の目的をもつもの（煙草・塩の専売事業が典型）
- 四 一般政策上の目的をもつもの（治安国防を含めて国家、または公共団体の存続発展をはかることなど一般的な政策か

ら設けられたもの——鉄道、郵便、電信、電話、水道、電気、ガス、軍工廠など）

五 その他の目的をもつもの（沿革上の理由から公営事業となった国有林、鉱山など、国・公共団体が必要とするものを自ら生産するための造幣局・印刷局・軍工廠など⁽¹⁰⁾）。

右の区分と異なった区分ももとより可能であろう。「私企業の救済」その他の目的をつけ加えることも可能であり必要であろう。また、たとえば日本における鉄道国有化（一九〇六年）をめぐる多面的な論争によって明らかのように、国有化ないし国有企業の新設が、単一の目的ではなく、多様な目的をもつ場合も少なくないであろう⁽¹¹⁾。ここでは、国有企業の目的が多様であり、単純な一義的断定が危険であることを強調し、各国、各部門、各国有企業の現実に即して、国有企業の範囲と目的を考察することの重要性を再確認しておきたい。このことは、「国有企業の私企業化・民営化ないし公私混合企業化」という逆方向の移行についても同様である。

F・エンゲルス、V・レーニンの国有化論、とくにビスマルク的国有化および私企業救済型国有化をめぐる問題点については、他の機会に詳述したので、ここでは省略するが、国有化ないし国有企業の新設を実行する国家の性格が基本問題であることは、いうまでもない。いかなる国家が、いかなる目的によっ

て実行するか。国有化の国際比較を通じて資本主義的国有化、民主的国有化、社会主義的国有化の異同と相互関係を明らかにするために、国家に関する本格的研究、さらに、国家資本主義・国家独占資本主義に関する科学的研究の興隆に期待するところ大である。

Ⅳ 国有化の対象と方法との関係

国有化の対象は、まず私企業と公企業（地方公営企業・公私混合企業を含む）とに大別される。ここでは、資本主義私企業から社会主義国有企業への移行よりも、資本主義公企業から社会主義公企業への移行が、ソ連邦の経験では、「労働者統制」の実践過程を含めて、より容易であったとするヴィノグラードフの指摘の重要性が想起される。中国における官僚資本ないし蔣宋孔陳の四大家族に属する企業の没収・国有化にさいしても、類似的側面が存在する⁽¹⁹⁾。

次に、国有化の対象は、自国の企業と「外資系企業」とに区分される。「外資系企業」については、たとえば抗日戦争の中国に見られたように、敵国（日本・ドイツなど）に属するものとそれ以外の諸国に属するものとが区別され、異なった政策が適用される。「外資系企業」が合併企業である場合には、中国側の資本家に対する取り扱いも漢奸とされるか否かで異なっ

くる。なお、「外資系企業」には、公企業・「ナショナルプロジェクト」・公私混合企業も含まれ、さらに、複数の国の外国資本による合併企業（コンソーシアム）も含まれ得ることに留意したい。

国有化の対象は、レーニンのいう「文化的資本家」と「非文化的資本家」とに区別することができる。中小零細企業に「文家的資本家」に属するものが多く、大企業・独占的大企業の中核には「非文化的資本家」が多いという傾向は、不可避と考えられる。

ソ連邦の国有化過程においては、周知の戦時共産主義の歴史的諸条件のもとで、右に述べた各種の区別に即した異なった政策の採用が、重要性を発揮し得ないまま、私企業と公企業、大企業と中小企業、「外資系企業」と自国企業の無償没収による「全面的国有化」政策が実行された。レーニンの構想した社会主義政権下の国家資本主義企業の活用も、ネップ期に移行するまでは、具体化の条件をもち得なかったのである。

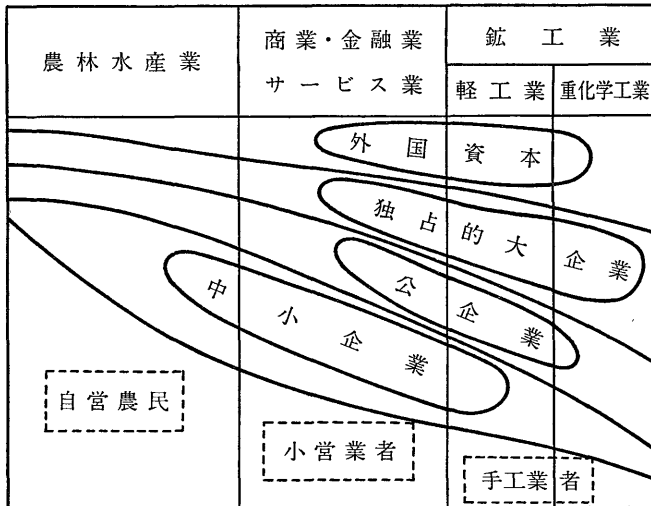
中国革命においては、①官僚資本と民族資本との区別、②漢奸に属する資本家とその他の資本家との区別、③「外資系企業」における旧敵国とその他の諸国との区別などにもとづいて、それぞれ異なる政策が適用された。きわめて大まかにいえば、右の①②③のそれぞれのうちの前者は「非文化的資本家」として、

後者は「文化的資本家」として取り扱われた、といっても大過はないであろう。「非文化的資本家」に当たるものに対しては、非平和的な、無償の、短期間における、直接的な国有化が行なわれた。「文化的資本家」に当たるものに対しては、平和的な、有償の、長期にわたる、間接的な（国家資本主義形態を経由する）国有化が実行された。民族資本家に属する私営商工企業 of 社会主義的改造の過程は、その典型的事例であった。

国有化の対象の差異は、国有化の方法の差異をもたらす。方法の区別は、①平和的か、非平和的か、②有償か、無償か、③長期的・漸進的か、短期的か、④間接的（国家資本主義あるいは協同組合などを經由）か、直接的か、などであり、①②③④の各種の組合せによって、多様であり得る。

以上の諸点は、主として社会主義的国有化を念頭において要約した。ソボレフ『移行形態論』（石堂清倫訳、合同出版）における国有化の叙述の不十分な点に触発されて、私なりにまとめた結果である。もとより、右のような諸問題は、資本主義的国有化の国際比較のさいにも、留意すべきところである。敗戦前の日本の場合も含めて戦勝国による敗戦国の領土・資産の無償没収と国有企業形成との関係などをめぐる歴史的問題点をも視野に入れながら、今後さらに深く検討したい。なお、国有化の対象の産業部門別の分布を考えるための一つの手がかりとして、

第2図 産業部門別の経済制度の分布図



第2図を参照していただきたい。一般的にいえば、点線で四角に囲んだ自営農民、小営業者、手工業者は、協同組合化の対象

となり、実線で丸く囲んだ外資系企業、独占企業、公企業、中小企業は、国有化の対象となる。ただし、国有化の方法は前述のように多様であること、また、形成後の協同組合も国有化の対象となる部分を含むことに充分留意したい。なお、この図は、現在、米国以外の多くの資本主義国において、資本の内部では、上位の外国資本が最も支配的・優越的地位にあり、次いで、自国の独占的大企業、公企業の順に優位にあり、中小企業が相対的に従属的・被支配的地位におかれている場合が多いことを示すことに主眼がある。各国ごとに、部門間、部門内でそれぞれの量的比率には差異があるのであるから、量的には、各国ごとにより精密な形で作成する必要がある。ここでは、国有化の対象と協同組合化の対象との相互関係を検討するための手がかりという程度において、略記したものである。

V 公企業と「多国籍企業」と国有化の諸関係

まず、国内で活動していた国有企業・公私混合企業などが、「多国籍公企業」化する側面がある。イギリスのBP、フランスの国有企業ルノーや、イタリアのENIその他多くの事例がある。社会主義国有企業の場合も、単独で、あるいは第三国または受入国の資本主義企業と提携して、「多国籍公企業」化する。つぎに、私企業が「多国籍私企業」化した後に、本国政府の

出資を受入れて「ナショナル・プロジェクト」化する場合などには、「多国籍公私混合企業」の形成が見られる。さらに、ミッテラン政権下のフランスの場合のように、既存の「多国籍私企業」の本社・親会社が、本国政府によって国有化されるときには、在外子会社を含めて「多国籍公企業」が成立する。以上は、本国政府との関係から見た整理の試みである。

さて、つぎは「多国籍私企業」・「多国籍公企業」の分枝としての「外資系企業」が、受入国政府によって国有化される場合の問題点である。一国内部では、資本主義私企業から社会主義国有企業への移行よりも、公企業から社会主義国有企業への移行の方が、より容易であり得ることについては、すでに述べた。しかし、他国の政府が所有主体となっている「外資系企業」を受入国政府が国有化するさいに、同様の関係があるとはいい難く、むしろ、私企業が主体となっている「外資系企業」の国有化よりも、より困難となる可能性が多いであろう。たとえば、フランスに本拠をもつ「多国籍私企業」のフランス政府による国有化によって、受入国に存在していた「外資系企業」がフランスの国有企業の分枝となることに対して、受入国政府が反発するようなさいには、右のような可能性も、考慮に加えられるであろう。

「多国籍私企業」が、受入国政府によるその分枝の国有化に

対して、どのような対応策をめぐらしているか。少なくとも十二項目の戦略ないし戦術が存在することについて、すでに考察した。⁽¹⁵⁾ここでは、「多国籍公企業」の場合における、いわゆる「カントリ・リスク」対策について、検討すべき点が残されていることを指摘するにとどめる。

「多国籍企業」の国有化の定義が困難であること、「しのびよる収用」(creeping expropriation)が重要性を増大しつつあること、などは国際法の研究者によって、すでに指摘されている。⁽¹⁶⁾この「しのびよる収用」と同質の問題は、一国内部で、政府が私企業に対する介入・規制を強化する場合にも発生する。したがって、①政府の国有企業に対する規制の問題、②政府の私企業に対する規制の問題、③政府の公企業を通じての私企業に対する規制の問題および①②③の相互関係などに関して、私企業の実質上の国有化となり得る可能性についてさらに検討を深めたいが、紙数の関係上、他の機会にゆずる。

現在の日本における第二次臨調型「行政改革」における公企業民営化の問題点については、すでにたびたび検討したとおりであるから、ここでは省略する。⁽¹⁷⁾

注

(1) 各国の国有化問題と公企業の国際比較による研究を深

化するために、私は、多くの研究者と協力して、次の六冊を公けにしてきた。(一)内は執筆担当者名である。

① 儀我 壮一郎・林 昭『現代の企業形態』世界書院、一九六六年。本書では、日本(儀我)、西ドイツ(林)、中国(儀我)、東ドイツ(林)における国有化問題と公企業の形成過程ならびに現状の考察に重点がおかれている。

② 儀我 編『現代企業論』汐文社、一九七三年。本書では、フランス(玉村博巳)とソ連(岡田尚三)における私企業の国有化過程と国有企業管理の諸問題が検討されている。

③ 儀我 編『企業形態』法学書院、一九七六年。本書では、日本(佐々木佳代)、フランス(藤本光夫・玉村博巳)、インド(立山仙彦)、ソ連(岡田尚三)、東ドイツ(前川恭一・吉田敏一)の五カ国の公企業の歴史と現状が考察されている。

④ 儀我 編『現代企業と国有化問題』世界書院、一九七八年。ここでは、日本(儀我・桜井徹)、フランス(藤本光夫・玉村博巳)、イギリス(儀我・浜川一憲)、インド(立山仙彦)、米国(上田慧)、中国(西村幸次郎)の六カ国における国有化問題と公企業の最新の動

向が検討されている。

- ⑤ 儀我編『経営経済学の基本問題』ミネルヴァ書房、一九七九年。ここでは、イギリス（浜川一憲）、フランス・イギリス・イタリア（藤本光夫・玉村博巳）、ソ連（岡田尚三）、東ドイツ（林昭）、中国（荒木武司）の六カ国について、公企業の形成過程と管理制度の特質が考察されている。

- ⑥ 儀我編『公企業の国際比較』青木書店、一九八二年。本書では、イギリス（儀我・浜川一憲）、フランス（藤本光夫・安部誠治）、イタリア（儀我・松田博）、日本（玉村博巳・桜井徹）、インド（立山仙彦）、ソ連（岡田尚三）、中国（西村幸次郎・荒木武司）の七カ国の公企業の特質と最新の局面が分析されている。

なお、資本主義公企業の国際比較について、次の諸著作がとくに注目されることを付記しておきたい。

- (1) 李得龍『世界の公企業経営』運輸調査局、一九七四年。
(2) 山谷修作『比較公企業論』高文堂出版社、一九七八年。
(3) 玉村博巳『現代の公企業と国有化』昭和堂、一九八二年。

国有化問題の国際比較

- (2) レーニン『帝国主義論ノート』、レーニン全集、大月書店版、第三九巻、六八七頁、参照。なお、最近のA・G・フランク、サミール・アミン、ハムザ・アラヴィー、アルギリ・エマヌエルその他の所説については、儀我壮一郎『多国籍企業—その規制と国有化』青木書店、一九八一年、七四—七五頁などを参照されたい。

- (3) 儀我壮一郎「アメリカにおける企業集中の問題」池内信行編『現代経営経済学の展望』ミネルヴァ書房、一九六二年、参照。

- (4) 『スターリン全集』大月書店版、第一巻におけるスターリン自身の序文参照。なお、山田盛太郎編『変革期の地代範疇』岩波書店、一九五六年所収の、上原信博、宇高基輔阿氏の論文をも参照されたい。

- (5) 梅川勉「土地国有」『大月経済学辞典』大月書店、一九七九年、七二四—五頁。

- (6) 儀我壮一郎『中国の社会主義企業』ミネルヴァ書房、一九六五年、参照。

- (7) 儀我壮一郎編『企業形態』法学書院、一九七六年、第五章、参照。

- (8) 儀我壮一郎『中国の社会主義企業』前出、参照。

- (9) 儀我壮一郎・林昭『現代の企業形態』世界書院、一九

六六年、二一三頁など参照。

- (10) 国弘員人『公企業概説』青山書院、一九四九年、三七頁以下による。

- (11) 儀我壮一郎編『現代企業と国有化問題』世界書院、一九七八年、第八章、参照。

- (12) 儀我壮一郎「転換期における公企業」『経営研究』一八一号（一九八二年九月号）など参照。

- (13) В. А. Виноградов, Ленинские идеи рабочего контроля в действии 1969. (副島種典監訳『労働者統制の理論と歴史』大月書店、一九七四年、三五頁)。

なお、全般的に儀我壮一郎「資本主義企業の社会主義企業への移行過程の諸問題」岡村正人博士古稀記念『現代経営学と株式会社』有斐閣、一九七八年、同「経済的民主主義と社会主義」『社会主義経営学会会報』四号、一九七九年四月を、また労働者統制については、岡田尚三「労働者統制と工業国有化」儀我壮一郎編『現代企業論』汐文社、一九七四年、金鍾碩「ソビエトの歴史的経験」角谷登志雄・牟礼早苗編『企業経営と民主的変革』講座・経営経済学、第九巻、ミネルヴァ書房、一九八二年などを参照されたい。

- (14) 儀我壮一郎『中国の社会主義企業』前出、西村幸次郎

氏の中国における国有化に関する諸論文（『比較法学』その他に発表）などを参照されたい。

- (15) 儀我壮一郎『多国籍企業—その規制と国有化』前出、二〇七頁以下参照。

- (16) 桜井雅夫『国際経済法研究—海外投資を中心として』東洋経済新報社、一九七七年、九七—九八頁。

- (17) 企業に対する①労働者統制、②人民的統制、③政府・自治体による民主的規制の三者の不可分の関係を前提として、この問題を考察したい（儀我『多国籍企業—その規制と国有化』前出、第六章参照）。

- (18) 儀我壮一郎「公企業改革の国際比較」『公営評論』一九八二年五月号、同「公企業改革の基本問題」『経済』一九八二年五月号、同「転換期における公企業」『経営研究』一八一号（一九八二年九月）、同「行政改革」の本質と国鉄問題」『労働法律旬報』一九八二年一〇月上旬十下旬号、同「臨調・『行革』と医療問題の新局面」東京保険医協会『診療研究』一一三三号（一九八二年一〇月）、同「日本電信電話公社『改革』の諸問題」『専修大学経営研究所報』五四号（一九八三年九月）など参照。